勢語臆斷

龍谷

僧4
775
165

普門
獨森
775
165

大正二年一月卅日寄
中村猶雄氏贈

まうしをとこいさうとのいとおりしけなりとなるを見
をりて
此妹は後に般ひのうちられるかこおりしけなりきるハ
日本紀に欣感をおりしこそと読り浮むる詞之もこし
けさうして此奇をたまれたるこれ東宮なるを
むとの子にしさへ坂りられいとあれハ前の後の妹なや
日本紀先恭紀に六月におちのくしる祝望きる後
あやしませ給ひて后ハさせ給へハなし親くの相当
をけたるかと考へ申きる故におしさハめさせ給へハ木
梨ノ姫の吉子と姫大娘(オホイラツ)ノ皇女と嵩通の子聖なる
故に姫皇女ハ伊豫国へ流され給へりきハ左に恐(オシ)
坂(サカノ)大中姫の所後之なる故之美後の所妹なとハ后に

つらしまさとの紫をとつけたり此めつらしれハ東
国のきさうの心をあやしめうりむる心之うらなくを
百来表裏なくと心ゆてむとへまれをあそれひ
心ゆすしまいひなせとおもつるなし万葉にし
浮るそのひとへ衣のうらもなくなん子ゆ思忘けるかも
うらもなくいけ君ゆ思的なく　もとれそあるあふとハ
うらもれくつゆく居ま吉郷のそりてそれハ掛りひつても
おもふ何心なくといふ心之又心りとなりしといふ事を
うらもとなりしとなり　毛詩云不属于毛不離于
裏（コヽロニ）　おもて裏と心とよ也ハ心をうらともいふへきことなり之
うらさひしうらうれしかといふうらハられ心之　渕
ぬり帰云来稱云雲無心而出岫此云心といふると

今うらなくといふると同し　行取抽語ハ何ら心もな
くて侍らんとしふとうゆ記して出覚たらもなんと
そうしそうく東平のけさうを不思議の事とうめて
又とつりうさをけて浅嫌なりつよ事とも心をつくる
まてもなく何心もなくふと抽とおもしけるれといひ
なきる心之源氏抽語総角ようなく抽をといひる
ひめる君もざまてにくておかさるとうけるも中く思し
なくもそへまるゆゑもあらぬをといつる心ゆや山左しよ
よりて思ひゆまれけるなりへし
古恒　去ハまつあつまちうそ若菜のことのまつてよむさしの風
むりしをとこなきりうらむる人をうらうて

極めてあやうきものゝたとへにいふ又るいらんとも
鳥の子などをつみかさねたるハかさねもおちそむ人とおもふ物ハ
鶏の子ハ鶏の卵に鶏の卵ハむかしつかさねたるを
てなんらいたんや百のひとつハいつそ累ねつおきてそれをも
かさねたるをハかさねぬへくもおもひもよらぬ人とおもひて
らんとそいへりこれハたまごのかさなりたる人とおもへ
まいハらおもふ人をもおもひてそれをしかるへし
あやうきとおもふ鳥のたまごといへるハ本文有り

説苑云晋霊公造九層臺費用千金謂左右曰敢有諫者斬荀息聞之上書求見霊公張弩持矢見之曰臣不敢諫臣能累十二博棊加其上九雞子公曰為寡人作之荀息正顔色定志意以棊子置下加九雞子其上左右懼々息霊公氣息不續公曰危哉荀息曰此殆不危也復有危於此者公曰願見之荀息曰九層臺三年不成男不耕女不織國用空虚隣國謀議将興社稷亡滅君欲何望霊公曰寡人之過也乃至於此即壊九層臺也

危事にたとへて鳥の卵といふハ此故也今ハられともめでたくして
ありしかるをよびかはりたる物に
鳥の子などつみかさねたる人のことをひろくいふもの
色ハ紀友則がめでたきかなるかの人のことゝいひて
まことにいふもおもしろきとてつけたる也
つらぬきハ此友則か許にとまりて紀もなかの
蜻蛉

の様の吹風にしほれんとハことさめてなかれてもなり紙
それハ秋かぜも人の心ハ風のごとかくしとハ秋こころよ
すのうきりをいつりし作よさ此の人の心をいふこころの
まんといふを東に此ほるらそともと読つけける中たし
ちるをしてさもわさらるハ昔つもとつけられハらも
みく今乃哥も例あるれすもちりあるハかくハつく
まじきかしや

又　女房

古今恋一　よみ人しらず
ゆく水にかずかくよりもはかなきは思はぬ人を思ふなりけり
此哥恋一に題しらずよみ人しらずの哥也

涅槃経云是身ハ無常ニシテ念々不レ住猶如ニ電光
暴水幻炎亦如ニ画レ水随レ画随合

ゆく水にかずかくハ跡のきえてかひなきをそれよりも
猶はかなきハ我を思はぬ人を我の思ふにて甚はかなき
と云流るる水に数かくハあともなきとてゆきしかへるとハ
此哥を思はぬ人を思ふハたとへハ我をもて思ふそ
そのいかなるとかねこちく初めからけ報ハ我よ
数かくらりもちかなしとハよめる也　百首中十一ノし

水の上に数かくことき我命妹にあはんとうけひつるかも

又とこ
ゆく水にあるによらひと数かくといつまてもしふもと思らん
左いつるそろかなしとあつめてとあかく　ゆく水なる
ちもひちるさいつもちまてといふすを中いまししくを
ちりもこはあまてといふかしと思そおもはぬ人を

十日ばかりしをとるへしわりに茲京をあつこと也
へよいこしてとあるもお絨ようゑん料し
うゑしうゑは秋の紀時や候さらん紀とはちらめ緑さへかれめや
うゑしのし文字は茲のやそめこる詞よりかし用あり
て持こはうゑはといふんこ持こはうゑは秋かさ時の
あらはゆるさらんや秋の紀時ちましきれは候さるし
有ましむこ持はかさりちそちりもせめ拓さへかれめや
拓はかるましられはいくえしう候ぬへしといふへるんこ
志乃よしやうゑ東京と見ゆるものこ人の見持さらん時
年よまは此心なるへまこ第はちらぬとのなりといつる
事あれと離騒云朝飲木蘭之墜露夕餐秋
菊之落英といひ現よちりもしるなり今あもおなくは

ちらぬとのよしこれとおの所は茲るとあり
日本後紀に柏原の帝の御所あも
此こ所のしられの面に栗のむ茲りそしぬへよあらこその香と
とあまは茲るとよむ事難なしあとひちまぬ拓なりと
も茲といふからにたとる茲ともよまさらん

むかしをとこ有をり人のもとよりかさりちまに紀おこせ
たりける也しけし

かさりちまに紀は多くの絲してまに紀る様なり拓き集賀紀
月も六月の日ちひさに紀かさり様を山さけのこまいまて為めまさ
乃紀にのむそめよしらさにして春あれ文道從母
ふさし御紀きはよかるりはちとせのさつ紀いつる志まん

續奇諧記云屈原以五月五日投汨羅而死楚人哀之每於此日以筒貯米投水祭之漢建武中長沙區回白日忽見一人自称三閭大夫謂回曰閭君常被祭甚善但常年所遺竝為蛟龍所竊今若有惠可以練樹葉塞上以五色絲轉之此物蛟龍所憚回依其言世人五月五日作粽并帯五色絲及練葉皆汨羅之遺風

ちまれとゝふ名ハ糸をりくおかく
まくものなれハ千纏(チマキ)のんゝ

あやめかり君ハぬるまゝ海とひける家ハ地に出てかるそまひき
とてきしをなんやりもする

あやめまく粽をすることハなかれともふハあやめを寅する
日なれハむろくかうハいへる也今の人乃よ海しうハ海ハ

もうりとそいふへま君ハ沼にそまとひけるハちまれをし
ておこせたる労を謝したり家ハ地に出てかるそまひ
しきハきしをとるとて地にんさしをとらるそんゝ上の
刈と下の物とことそのかりへハむりへていつりとるんゆ

天智紀云七年丁卯夏五月五日遊猟(ヤリス)於蒲生野

むりしをとこあひたるまゝ女にしあひてそのかたりなとする
わとにし鳥のなれなれハ
頼好撰意 承平
いかそうハ鳥のなくらん人しれもおりふんハまゝ歌ふうれし
うひくあひらんとふまをとことに笠うたれに笠てゐ
の音なくらんんゝ思ひやりてえるへし

遊仙窟云始知難逢難見可貴可重可怜(アナニリノヤマメ)病鵲(カラス)半(ヨ)

夜驚人薄媚狂鶏三更唱曉

伊勢集にし枇杷左大臣所

[illegible]

新古今集にし[illegible]所に

いつかたに侍て行らん時与[illegible]のまた夜深紀に

此歳匂ハ今の所なり出たる也

ひかしをとこつまれかりける女にしいひやりける

[illegible]

行ゆらぬ菓所をたる袖にハ天津宮なる所家やおくらん

[illegible]ハ[illegible]人[illegible]菓所をたるを菓

所に[illegible]家やおくらんと[illegible]

[illegible]

今[illegible]ハ天つ宮なると有所の心ハ[illegible]

人[illegible]ひのかたひて菓[illegible]ハ

菓所をさへ[illegible]ハ

て津宮[illegible]ゆくへも[illegible]ハ

つらに[illegible]ひて家やおくらんと[illegible]

[illegible]

菓所[illegible]家やおくらん[illegible]

[illegible]

ひかしをとこおりひかけたる女のえうましうなりて

の世にし

上に女のえうましうなりを年を[illegible]

るゝるをとりてよめるなるべし

毛詩北山之什大田章云彼有遺秉此有滯穗伊寡婦之利　列子云林類年且百歳底春被裘拾遺穗　白氏文集觀刈麥　詩云後有貧婦人抱子有其傍右手秉遺穗左臂懸弊筐

延喜式第五十雜式云凡百姓被雇刈稲之日不得率人拾穗

むりしとゝ京をいくおりひたんむかし山にしまんと

おりひいりて

[illegible]

經いひぬ今ハかゝりと山里に身をかくしてよ君をしめてん

後撰集にしハ世の中をおりひうむして行る法とて

身をかくしてつまを所来ちるべきと有

後撰の南方をとりて

千載

經信て身をかくしてよ山里にあまりくるゝ月のかけなる

今ハとて所来ちるべきやとの松ふ代をハ君をまいのるれ

かくてそのいこくやとて君をいりたりけるハおもてよ

そこよなかしていきに出て

法華經信解品云于時窮子岡絶躃地又遥見之語使言以冷水灑面令得醒悟

古今雜上　新古今　よしみ人ふ心の所之今ハ作もる

家うへ　家をおくなり　天の川　とまる　家のかいの志つくら

古今雜上ハ新古今ハ人ふ心の所之今ハ作もる

身なるべしおもてよ　そこなるを家をおくなると

いへりもてよ絶入するなるとの身のいきにしるハ大方の

之由也　かくて稱徳天皇の御時和氣清麻呂を勅使に
えらばれて後此使とハ彼子孫ながれて代々家に
つたへぬるにや但し天下に重事ある時ハ廣く勅使を
えらるゝ時ハ何れの氏の人をもつかはさるゝとも聞ゆるハ
何れの時と定しけるにや
あるふみのしるしの官人のめしてあるときゝて
しるしハ祇薬之　祇薬官ハ國々ニ有て勅使の下
御附驛とさるゝ參議なとの離身を相向し
されあるしぬかゝらけがらせに御ふハのましく
いひけるハかゝるけがりていましめたるかしら御の
なありける橘とありて
今やうる所の祇薬の官人かめしとありてなとし少度

に永きにてしにゆるあるしぬらしきとんなあにめをとめして
官をとらせ給ふ御なるそハのましく人ハ勅使の事なれハ
さひさくてめと出しらくとされハ笑しよたゝうれ
永のものめかりゆるゝよ橘をとりてさゝゆふ何ふくて
よむ　續日本紀云和銅元年十一月二十
一日贈從一位縣犬養橘宿祢供奉大嘗天皇
賜浮杯之橘勅曰橘者菓子之長上人所好云々
此月淸花ちるさとの香をとめけハ昔の人の袖の香ぞする
此歌古今ニハ五月待花橘の香をかけハ昔の人の袖の香ぞする
よみ人しらすとあれハ古今の歌をしるしたるなるへし
五月待とハ卯月まてにて御なる花橘を待て咲し
のちなれハ古今集ハ五月よりしてなめり今ハ四月にてもと

ある人のこのめ流りし深川の色おかつるに紛ぞや風なん

女夜し

名にしおはしあらはそれ人の紀ゆかれ袴の袴のぬれ衣きるといふなり

此奇妙抵楽ハ袴に入てゐるれ袴をとてとてよし人

しらはしあらふそあつまをあらまそおりふきるといふ

なりをいく無きぬるんとあり宮ばんハ色このことゝ名ゆ

おもてそれハあらゐ名まもちをる色このこゝにハあらさるへし

ゐるれ袴といふ名も彼のぬも衣きせてきて人のおふを

しらといふまなきしへて志りぬとのんへゐるれ袴ハ

肥後にあり同し籠笠なれハ取ぬしらるゝ万葉に

風流士とゝ紀てゐるれとゝよめり今ゐるれ袴もこ

ゐま用しらり 妙抵ゆ大江朝綱ゆ

袴めなれとあらゐ名ハ立ぬゐるれ袴より白袴をぬれ衣りて

今の奇を取てよまれしらるれ

むりし年に袴おもしろまさりまる女

中ゐのうへおもしろまぬ

に袴おしにくやあらさりきんさりゐ紀人のことにつ紀

て人のくふなりまる人にしつるれてもとゑし人のまへ

おきてこのくふせなとしそりさり此ありつる人に

ゐへとあらしまいひきれハおこせしらりをとこにまを

とハ志しらひやとて

此ゆしへ袴ゆひハいつら袴むちまるかしもありまるれ

或ゆしをとこまれとハ志しらひやとてといひて宮ゆ

とらひてきぬるまてとらせられとそてくるけりしをりいつ
らいぬらんとまりしらひ

日本紀第十七云於是倭彦王遥望迎兵懼然
失色仍遁山壑不知所詣

むし世ちの御法なるなりいてんなるさけあらんとこそ
あひえてしかれとおりへといひ出むも役なるさまアこと
おらぬ事なりとも

此御仰もるまるへし

莊子云文王観於臧見一丈夫鉤玄英疏曰臧者近渭水地名也
文王欲挙而授而授之政而恐大臣父兄之弗安
也欲終而釋之而不忍百姓之無天也於是旦而
属之大夫曰昔者寡人夢見良人黒色而顋乗
駁馬而漏朱蹄曰寓而政於臧丈人庶幾乎民
有瘳乎諸大夫蹵然曰先君王也文王曰然則
卜之諸大夫曰先君之命王其無宅又何卜焉
左傳曰小臣有有晨夢

子三人とらひてかたりけりのこハなさけなくいく
へてやうぬさふらうなりもる子なんよれ御をとこ
いてもんとあもしまるまゝの女をしまいとよし

若よりそ恵しれ人とみそめつる今ハあはれる人もあらなん

崇神紀云天皇相夢謂二子曰云々

土佐日記云よねさけしらくくるかちれけしれ
あしからしれ云々

ありきんもしらてあゆしてよそてやるゝ
吹風小家身をなさはむそこれむ回りしめつゝいるへなとのと
家身の風になさなくねなりしはなさしや風はいつくにも
ひとあるかに入とのなれはむそこれのひまをりしめても
入てゐんとのとゝ
文選曹子建七哀詩云願為西南風長逝入
君懷 万葉にし
旋以前
いさのをは家はおりへと人めおもはしてふく風にし
あらはしらしあふつまとのと
旋以前
むこれのむそのそけなく入りよひもしらち孫の
母かこそれは風とやさん
妹ゆる家のおこりよいそくるれはもはやいりて孫まくも

恐し
上同
敢とめぬ風はありともむそこれなりゆるさはひとをとむへる
こしひ手に敢とめらまぬ風に身をなほもむそこれの
むとをなりゆるさはひ入つゝ家ゆるさ子はひとりしむ
ともえいらしとなり
朗詠風詩云漢主手中吹不駐
むしおもゆけおもしてつゝふるまふ女の色ゆるされる
るありきり
おもゆけはしらしゝ大家のんゆて小家にし対を侍詞之
老子云道大天大地大王亦大域中有四大而王居一
莊子云莫神於天莫富於地莫大於帝王 此おもゆけは

清和天皇之おなしてハ寵也之色ゆるされたるハ禁文
をゆるさ為之禁色乃宣旨あり女も色ゆるされたるハ
後織物を着る之　禁秘抄云聽色大臣女或
大臣孫也
おなしくやそ所とていまにかりたるいとこなりたり
大御息所ハ深度后之いまにかりたるハおなしまに之
所にかしさふらひたる左京なりきるをとこのまゝにいと
いうらしきるを此女あひしりけれ
左京なりきるをとこハ東宮之此御とをとうるに四十歳なり
なりつゝをといというりきるをとうたるハそのかたりの御之
をとこ女をゆるされたりけれハ女ハ何るをこゝろにさて
むりひをりけれハ女いとうたゝなり男もほろひなん

かくなりせそといひたれハ
女をゆるさるとハ女ハ得るハ臺盤所之所に人にくさる
所へもゆるされて内外なくやしつかはるゝなるへしかたも
といふ詞ハ笑やうなりといふれ諸羽をつよう行羽なるハ
ふやうのものなるよしとへていふれうつ御物語初秋の
事也
つもとの後に宿るハつゝかれとうたゝ給へぬをとやかりたり
うたゝなる名のをとやまも宮ゆるハ名ひいうなし法ともあるれ
雄の袍の数をかたん略の羽の今ハをとやのかたもまハせん
大宮ハをとやかたもに取ぬらん今ハをとやまも霜乃ぬるらん
右の内後の一そまよりハ宮乃行羽を喩へてかたもそのといふ
ふや いとかたもなりとハ源氏未通女にもかの人乃清ちも

いまゝくのほりぬ

夜ハ御そうに女乃さしへ行てあつるあしたにて解ふへ
ゆりて主殿司のものゝ見るをもしらひ当をおくへ投い
まてかくしてよんへいたしものあしらるまゝしてなし
背ハ原ニ人ハ貫首ともしめて原ニ宿直しあるなり
日給乃簡も毎日乃書之又宿侍といふも夜乃事之
されハ宣旨の事と上日上旨といひて年中とする
してその労とするなり今ハ御書とれとハ解ふ
人ハ日々小氣して御前乃事を私に書くと定めて
四位如位ならる事之　夜ハ原ニ人あるに時ハ
奥へ墨壺をゆりて墨をよせてあり又幕あり夜ハ
これ宣ハ堂をしてそ分なり

主殿寮ハ　職原抄云主殿寮　唐名尚舎局掌ル殿
上殿下洒掃事ヲ頭助允属
その勇堂ニ世さるゆゑ名ニ主寮なり女嬬といふ女を
しそく御殿の事を役するゝ原ニ人なしもつかれ
なしして皆ものゝ清が納言よりつし取乃おもの
これといふものゝくつあるをいひのしるをいとをし
かりてたらくつあるあらんえしらはこのりをつかさ
人くのいひけるをやゝ御さしらきなれものそや
いろにきてもいとさはかしとさ
かくかくこそ申しつゝ皆ひしるなり
上ハ女いとかくこそとかれしそ尾之
勇もいたつらまなりぬへたれハつゐまほうひぬへしとく

ちしましてほとけの御名と御名をいまして御出家ハいと
ふかくて申給ふをゆゑて女ハいとふかなれたり
三代実録第三十八云天皇風儀甚美端厳
如神性寛明仁恕温和慈順好讀書傳潛思
釈教鷹犬之遊漁猟之娯未嘗留意云々
かゝるきゝよ御うしまつりてもてくせつゝなくられしこと
此をとこにしほゝされてとてもなんなるなり
もく世ハ前世とかなて前世之お世乃つゝ好き因縁
ありてかゝるなるにつゝあり御くよく身を顧てなけるを
給ふて ほゝされてハ一るなりしよりおこまる詞之
和名集云 秋名云 絆半之物使半行不得自縦
和名保太之

伊勢集
和名紀乃ちかふ云ちりとそくせふくさ花ちらはそ孫とやきく
万葉集 秋名 秋名乃もくせもしらしむりしてハ物ゆゑ思や君
万葉集 秋名 万にこそふもとしかくも牛みこそ
御くはくまとく
世乃うゝ紀ゆゑ山家へいんゝハ思ふ人こそほゝしかりけれ
日 ゆゑれてふことこそうくて世の中を思ひなれぬほゝしかりけれ
かゝほゝしにみりしきこしめしつけて出のをとこをハな
りしほゝしてけれハ
流花乃事 国史にえんゝされハ作りてうたるれ
古今東山に流花をいふといふ事に人のくにより東
ことにきつて笛をふくとあれハさもあるなるなれ 三代
実録をゝるゝに貞観四年より七年之ハ友任乃罪を

のさ面とゐるハ程ほさりて信よしとつくるなり
実家は又此所とおもて
白菓の匂ハ所ハ高きにまぬかれ[illegible]風
とよめりけれハこれ人くよまんかりよけり
人くもよまんとしひられ此所と感してやめたるなり
三體詩劉禹錫西塞山詩季昌増注云按鑒
戒録載元微之劉夢得常楚客會於白樂天
之居各賦金陵懷古詩夢得騁其枕略無遜
意滿引一捍而成白公覧詩曰四子探驪龍
吾子先得珠其餘鱗甲將何為三公於是罷
吟
伊勢集ハコトしらんといふまして人くいさかよまん

といひけれハ
あちぬきぬきぬきしへもなれぬと何山姫の布さらさらん
とよみしりけれハこと人くよまんかりよけり
むりしとととなすもりそのとといせの面なりまた使りし
いさけるを
三代實録第四十六云元慶八年十二月二日
戊子勅遣左衛門佐從五位上藤原朝臣高經
六位六人近衛一人鷹七聯犬九牙於播磨國
中務少輔從五位下在原朝臣弘景六位四人
近衛一人鷹五聯犬九牙於美作國並狩取野
禽　同四十七云仁和元年三月七日壬戌勅

遣下從四位下行左馬頭藤原朝臣利基於遠江
國從五位上守右近衛少將源朝臣湛於備國
並臂鷹堪大行拂野禽路次往還并經被之
間用正稅供食焉　同四十九云同二年二月
十六日丙寅勅遣越前權介從五位下藤原朝
臣恒泉於遠江國雅樂以從五位下在原朝臣
棟梁於備中国並賣鷹鷂拂取野鳥
おまへは得なれど物の役にまゐらの例あれは今承平も伊勢
尾張西國とかけたる勅使ゆや但清和天皇は鷹なの
狂をはしつかうもしるしまもさりけれは御して物使は
かはされたる事なし　右今集意云　承平朝臣の
伊勢乃国に御りたるまゐる時　平文なりける人をいと

うそうにあひてまゐられは物の役といふれは年常役なり
もつかはされたる所也
かの伊勢乃斎宮なりける人のおや
三代實録第三云貞観元年冬十月五日丁亥
卜定恬子内親王為伊勢齋　同第五云三年
九月壬申朔勅遣右大臣正二位兼行左近衛
大將藤原朝臣良相尚侍從三位源朝臣全姫
向八省院発遣伊勢斎内親王　同第三十云
元慶元年三月壬寅朔遣刑部大輔從五位上
弘道王右中辨從五位上藤原朝臣保則迎前
伊勢斎内親王
おやは　敦貞云　紀靜子也

権守如故　　お後乃間此人一人のミ無之案ハ[illegible]と
かけられハ此年貞観七年かりなるにや
同年十二云八年二月十三日己未以府官寮以
従五位下菅原朝臣諸房為中務少輔従五位下
朝臣諸菅為府官寮以諸房為宗之寮以となら
ましし年月見え様と七年の事ハ宣朝臣とかゝるまゝなるへし
續日本紀天平十八年八月置府官寮伊勢
府官寮無唐名無権官頭一人相當従五位下
かりのつかひありときて取ひとよさけのしられハも
そらあひしともえせて
もちらハ　[illegible]くのんく　あひぐとハ　お言えまたくものと
いひかたしともえきぬく

あけハとちりのくにへたりかんとれハとしこもちのかな
うたとかりせしえあるしは取やうくあけなんとするほと
に如くしよりいたてけりつれのさらに家をとられていたし
らりとりてゐれハ
さりつさのさらハ蓋なり下四之
かち人のまゐれとぬまぬえかしあれハ
江家様をうけてしこしまあひゐるあされ様といふんく
さてそれをいひもそれしてえかしあれハとんを御ちるハ
又けうこよのんあり上帳に下勾とあらせてちさるし
いふ就りいれる此んをはらるなるへし要ハ下勾にもりて
注をへし
とりはてすゐハなし　そのけりつれのさらにし法いまれの

もとうして前の末紙の紙つく
紙のまつは 和名集 松明注に續松とあり松を相續てとも
すれの名と考ふるにいふ所のといふたとつと云ふまく通なり
紙のまつは 燒松にても書へ候 かの紙つくは 牛付候
牛付候 末はなしといひ候れは書付なるべし
又 河ふ坂の世紙はたゝえなん
かくつけまてるんは 浅紙孫の人をはかれて深紙江なるは
いとゝ深まし紙を浅紙江なれは又いとゝ来て堅さてまつ
うんといふことは 逢坂と誠くる所なれはそへてよめるなり
（淡家抄）会坂の開ふことなるなり人のいとれぬれぬ花の白波
とてあくまはをとりのくふへ云えたしける
新宮は新の屋の御所文法て室の御むすめ云れなるのいも

うと
これは御前の注之 抑高階業 備子師尚は無宮服とて実は
東平の息之といふ事は作しかるを説之を称せしよ三代
実録を以て説することくなるは貞観七年より元慶元年
まで八十三年なれはそれにて家形せそして無宮のことなる
なく御り給ふ事あるしや毎に一夜の家とまゐられ家
形せられと知へしむりしもかく御例は 日本紀第十
九 欽明天皇皇女磐隈皇女初侍於伊勢
太神祠後坐皇子茨城被對解 同第二
十 敏達天皇七年春三月以鬼道皇女侍
伊勢祠即奸池邊皇子事顯而解

むしとこ猶のつゝひよりかへりきたるまおれよとのいふ
つゝまゆとりていつきの文乃いふこへりしいひけるなり
尾張より御るゝ　延喜式神名帳云伊勢國
多氣郡竹大与柿神社
或抄伊勢尾張乃道乃いふりくちくといへり　ちうちへハ
さ紙まちひさ紙ましとさ紙ましそこといへる童れ
新古今高一乗家
ゑるめ御かゝやいつこそ御紙さして家をしへよあ戸の釣舟
無あと今てゝひれ年しんやうとおしへよしふんを取
ゝ紙つゝしくまゝうへとあるまいひなして釣糸ハ
こ紫のこゝ稱ハそへていへり　笠乃人しつけよ御よの釣
糸よんなりしさ紙さしてハさ紙ハさそこのなれハ見るへき
ゆうとゆしさるめてをしへよとこ糸さそ梓乃さして

知へまといつるゆしてかし同し

むしとこ伊勢乃家ゑり同乃御つゝひふくまゐり
なれハかの家ゑ王紙といひまる女いふくしことして
王紙といひなる女をそこをと女乃名と云ふあれとまたる
言ことあて家まれなまゝ　後撰しをとこのまて
きて王紙をのこしけまハこゝ　陸恰日記ゑ世りし
王紙とせし人も今ハおもせられと人しつまて
きこえこつこゝられる同しいふくしことあてとハ内の
御使といふ女射して男女乃人をいふくしといへり
後十載高三よりへしれ
ちうやゆる神のいふ紙もおえぬへし　大夫人乃見まくほしさま
ちまハ万葉かし

文德實録第三云仁壽元年二月乙卯別
制大原野祭儀一准梅宮祭
祭ハ上卯日十一月中子日なり行啓ハ五條后にしまる
三代實録第五云貞觀三年二月二十五日
己巳皇太后向大原野神社奉幣御牛車以
藤原氏六位以下爲御車從者
江次第第十四云大原野行啓起五條后順
子以藤氏勸学院衆爲車副二條后高子以
姪乘車後在五中將書和歌与二條后哥略
之人疑先是若有密事歟 此江次第の文ハ上乃
三代実録に合せて業せるに誤りあり貞觀三年と
同しく十一年以後と手数お遠せるに 歌注密勘に

定家卿云江次第説不可用之云々
おの君つるさしけふらひけるおきれ人くのろくとさせる
つゐてに御くるゆゑよりしゆゑ御ちりてよしてしゆつりを御
三代實録第廿七云貞觀十七年正月十
三日從四位下行右馬頭在原朝臣業平
爲右近衛權中將 これによるに十七八年
のうちなりし六年三月に右近衛權中將となるまけ
きとも七年三月に太宰御ようつるまれハそれ御あらぬ
は御五十條家なれハおきおとしいへり ろくと御ちるハ
太和物語云御車の志をとりしてまつりけるひとへの
御そをとりつけさせたまひけり 古今集にしハ
二條后のまゝ東夷のとゆそむ所とかけるけれ大宮御に

そしうせらまひて

三代実録第一云天安二年十一月十四日辛未從四位下藤原朝臣多可幾子卒多可幾子者右大臣從二位良相之弟一女也少有雅操文德天皇仁壽初選入掖庭俄而爲女御二年授正五位下四年進爵爲從四位下

安祥寺ゆてみまさしらり

安祥寺ハ山科ニ有五條后乃御願ゆて建らまたり

文德實録第七云斉衡二年六月戊寅朔詔以安祥寺預於定額

三代實録第二云貞觀元年四月十八日癸卯縁皇太后御願置安祥寺年分度者三人願文曰云云凡厥試度之事令權律師傳燈大師位慧運專一勾當血脉相傳不關別人其行事者任寺記云云

延喜式玄蕃云凡安祥寺果階業僧擬補諸国講讀師

人くさけそのことゆつりたり

大和物語云故源大納言宰相ニおはしける国京都のこゆきの亭子院の御賀つかうまつり給ふとてかゝる事なんあれんとしふ御けしきしらせさせてこまへと笑えてまひけれハ捧物を栄むの物語ハ喜ニほうもちともうたり

天如是倍勝於前無色界諸天亦如是
倍勝於前　とも見えたり
とかくろうきうくと今これハらくもあはれさりけりそのことハ
さまやまさりきんあられけり
これハ東宮の貞観の頃なたけて三般ぬとハん西もと
儒者ハ笑えきハかく後ちる乳杯のことハ當附商効なと
かゝりときされしいふんに昔のことにおかくいふ今も後に
記されハきんとしや又大和物語に
於ハ人ハそのことさんといふ事のをんあそしやまちおはりけれハ
又云そのこと女ハめりこあまに入せたりとかれけるハ南附と言
みいふことくその附のんされハ今も伝けりいふんなきあちて
その附をといふんなや源氏物語橋姫に

ゆそかくもちゆりすきと思ひなもう紀頭窓のふとそしる
ようう祢とそのそうハいとあちれなりけり
むかし亡りさこことに女院おはしましけりうせ給ひ
てのち七日のことさ安祥寺にてしきあり
貞観元年正月二日に崩ず上下いふことしれ
七日ハおかうそ人死して中有を経又ハ中陰ともいふ中
有の生七日めくりて一変をすへて七変して生処さ
まる分善極善極悪ハ中有を経ずして浄刹にむかひ
悪趣に入その中間ハ諸中有の生と成も中陰の
うちに功德を修して廻向されハ中有を転して浄刹
にむかふ依りし併に四十九日の間善根を修するへき故

の風俗昔より今に至るまでおなじまて此中法乃
弓をもちてもちるゆへ
右大将ゆらちらのつゝゆまといふ人いまだかりけり
そのうちにまうてしまひてかへさに山しれ乃さん
しのみこおちしまに
かへさハ御りさ御之万葉にハゆくさ御くるさ御とゆく
さくさともかゝり此かへさハかへさ乃ゆまといふ心之
禅師の家ハ人康親王法名法性之
三代実録第二云貞観元年五月丙辰朔
七日壬戌四品守弾正尹兼行常陸大守
人康親王出家入道上表曰云々
せんしとハおなじと想していふ此事乃習之下にも俗

なるせんしなるといへりしかも又不審之六月七日に出
家し給へハ此法事の時にまゐる四家人康親王にして
御しませり
その山しれの家にしたれおとしあはしらせなとして
おりし給くつゝしまうてゝ行ふてとしこゝろ
よそふハつゝうまつれとちかくハいまゝつゝうまつりて
ちよひハちくにしさふらはんと申行ふみこよろこひたま
ふてゝかるなんおほしめまうけせさせたまふ
つゝうまつれとハ日本紀に奉慰と法つゝうまつると
なり遊仙窟云頃不相知闕為参張見かと
につゝうまつるといふ詞ハ同しかれとかハかしか
なるへし なるゆおましハ夜御座之寝所之

之後乘輿還云々

此年又年月大祝ニ遠ヘリ御

きのくにの千里の浦に対せるいとおりしつまゐた

てまつ御りす

此ニ西紀の興ゆとて紀伊ちなとの良相へまゐら

せるなるべし

おなじ西紀の春ゆてまつ御りしかはある人のこさうし

乃まへのこそにそゑたりしを志浦ものこゝまふきこ

なりこのゐをとてまつらんとのみひて

烟霞成ニ痼疾一泉石入ニ膏肓一と作せるも山水を

好むをいへり

みそいしんこ称りしてこりまつるにいくもなくて

こそ[illegible]のいしきてしよりはゐるは海さまり

よろつのる事ゆゑはおとるなりひなりに見はまさりし

これをこゝにてまつらいそ称なるべしとて人くに

命よませたまふこゝのひまあるこなりせる人のを

なん

遊仙窟に不覚とすゝあとよめり言有法師本 定家

仁年勅云右大将依治監右馬頭相伴

ことは右馬寮は右大将つかさとる所に東宮のおもかる

へるれといふ義也

あをきおけをきさしてまゐ御忍のうたに此命をたけて

をりせる

或注に青紀苏をきさしてとは青紀絲をきさして

清わかちうくしやうろをおもむれのよめる

清外祖父行年もとせ來年くれなりひと今年も十一歳

いつかたにも此給ありけると種つきは家々説かれさりつゝ

家門とは五宗氏の一門のすゑもちひろ守給ふは僻案の儀のうけく

山海経云在崑崙之北有岳之山尋竹生焉

注竹ハ大竹名長千尋

博物志異草木部云止些山多竹長千仞鳳

食其實

文選張景陽七命云尋竹竦莖蔭其巖

玉篇云箅 寺林切竹長千丈生海畔

ひろハ六尺八尺なとの異説あり

曇鸞往生論注云案此間詁訓六尺曰尋

又曰里舎間人不簡縦横長短咸横舒両手

臂為尋

此国の今の俗も此説に同し夜ゟは室も暑かりける

あふ時と筆てむ秋の温涼につのられる河とあそ

まり此みこ人なりしまへくわひろぬ竹のうけふ

かれとされくとは清まう花かくまめかきくるし

これはさうちのみこ河の人中将の子とそんいひきぬ

あにの中納言ゆきひらの君ものとそなり

是ハ行平の清く貞数親王延喜十二年とすしくかれ

行平の筆とあり此説く来年ハ此色の人かれハ河

の人乃歎ひとつやや

むりしおとろへたる家に放の絶うしたる人なりけり
おとろへたる家早下の絶えに日記にかくなりけるにや
やよひのつこりけしその日雨そなりけるし人のもとへ
をりてたてまつらそとてよせる
五ヶ五下 兼宝
ぬきはそしひてとりつる年のうちに君はいくらもあらしとおもへ
雨とはぬきつくといひて放とはしひてわつくといへるはそ日
の年にしく雨中放絶なと絶めてたむめはかたなりけり
やよひのつこりけを君はいくかもあらしといへる雨かふ
やうなれと所はかくのことくよむ事なりしへの上手のこ
もさえぬきつくしひてをるに人を称んころにしひ君を
もしたひ花をもしたるにあらしされたり

むりしたのおもはいまうちきこいまたりけり
源融嵯峨第十二母正四位下大原全子貞観
十四年八月任左大臣仁和三年従一位寛平
五年輦車七年八月薨七十三歳
かも川のほとりけし六條にたりけし家をいとおりし
流くつくりて住たまひけり
六條にたりあてかも川のほとりといふ事なれては妹背
の山の中におつるよしのく川乃とをあるこくひ事なるへし
河原院は六条坊門南百里小路東八町
神分月のつこりけるきくのむうつろひけりけるに
或注に紅葉とはうつろひ又さりけるもあるとあるは不
富之所もし濁りてうつろへるさりにしなるへし

故人云是丹青之
されとゑかけるものまことにも似たり
こゝろよりいつるハものゝかたちいきうつしなるを
されより仏者のいへるく画ゆるすへし
あやしくおもしろき事なくおもひよりいつ
ことも六十よこくの中にもあらはるといふにも
にたる事なかりしなり
ことにこそハ日本紀第二十五孝徳天皇詔曰
我日本國(ミカト)誉田(ホンタ)天皇之世云々　此こゝろなり
あやしくおもしろき事おもひよりたりとハきぬの
うちのく所の上の句をおひてうつすにや中にも
極めハしられたりといふ作りして粉それハおもわぬ

六十余州に似たる事なしといへるまことにいふねとこ
ろも字中にハ大宋の法之
ゆるしハおもんかのおもふれさうよきくとめて画かきよ
いろかきうつしなんともかりける

天保六未年十月九日書寫之

中村直衛

ひとしきまきのみことゝ申はみこおはしましけり

惟高親王文德第一母正五位下紀靜子

右兵衛督名虎女兼和十一年誕生貞觀

十四年七月十一日出家法名箕延

宗叡僧正にし密教を學ひて東寺の悉曇を

叡山乃安然和尚に授たまへり安然悉曇藏に

見えたり寛平九年二月廿日薨春秋五十四山堂を

ともゆを平家物語にハ東京皇子ともいへり

山さ紀乃あるにはこれせといふ所に高阿りけり年

ことのはくらの起さりよハその家へなんおはしましけるを

その時たのうゝのうゝなりある人をつゆにぬくおはし

みくの御紋をしむ欲なるにしらくてあらぬんと秋の欲と
これ教まれなくまといふりあれまた東平の命乃体なり
唐賈嶋三月晦日贈劉評事詩云
三月正當三十日風光別我苦吟身
共君今夜不須睡未到曉鐘猶是春
次の詞をみるまたあらあのつらあひかなり
とよしかる海はやらひのつこりなりそりなこあれとの
こりしてあり紛てそり　かくしまして
うまつりかるをありひのわるに近くしあ御しる
まふてそり
三代実録第廿二云貞観十四年七月十
一日己卯四不守弾正尹惟喬親王寝疾

頼出家為沙門とあり此時治年二十九なり
法名を算無とつけ給へるは此時不思議に治命のの
ひらるやうにおほしめしたるにや先とおひのかといふ
菱家文草に法出家の後封戸を辞し給ふ表三通
あり三代実録に勅書并勅答二首あり天然の友愛
能勅書にみえたり清和天皇は誕生の時七月三日
みて東宮にしたせ給へり童謡かとのたりし國史に
明らかなり中夫乃治後にて外戚の治祖父君仁なれは
ことわりみもちてたり給ふと治位あらそひかといふ妄誕
の説にまとふ人おほし無しくは國史をみれして此
声の説を作るなり
七月にとりしてまつらんとてをのまゝしてたりにしえの

むかしをとこ有けり身はいやしけれどもなんぞなり
あなり
身はいやしかりしは官位のむなしき古今の思ひ長命は
身はいやしくて年高ましことのいひしさ云々
伊登内親王桓武天皇第八皇女貞観三年
九月十九日薨
其のちくなりをりといふ事はしきまひけりこは京は
あたらへしけれはまうつとしけれと云ひくえまうてに
むとつこまさへありけれはいとかれしうしきまひけり
業平の兄弟はおなかれと伊登内親王の母は一子也
三代実録云業平者故四品阿保親王第五之子
正三位行中納言行平之弟也　阿保親王娶桓

武天皇女伊登内親王生業平云々
なりしうは　いとをしうなし
弟紫第六市原王懸獨子歌
ことそぬ事をいはせしといふをとこひとり子にしきけ
日第九遣唐使母のよめる歌　秋たちの紙つ
ふかこそひとつこふくつことくりといへかこしそのまゝ
ひとりこの事まゝ旅にしけはいと
伊勢集に大きやさ和ときこゆる所つかひ屋まと
そし親ある人さふらひけりおやいとかなしうして
をとこなともあらせさりけるをいと
ゆるそしたらはたりはいとのことくて所ふとありおと云
なてゐるはは所あり

摘むの事乃ましめ事も思へとも程あるさりしなり日の事
いまれたまはれたるよ出きることくしへとも〳〵と浮いふ
洞まく大きなるにくハおりぬし心ハ此みこと浴ひつ〇ハまう
てもし又おもよつへてもあらはやと思へともといふんさ
まとそのんさしハうちよそて身より和を称けて見を
なるへさよしのなれは打ちしやむまもなくめられせんゆる
宮のつりまるを見紛へ此つりまることく家をひもつれハ
は宮の浮りるハ利家んとよめるに　よまあり〇とも思まそ
ふるとなしんを同し　又君をしつゝある身ハ思へとも
身をとしくる事乃智もなけまハいと母中さんと思ふ事
宮こわれたにくふりて京へかへさしと云むるハ変りと
より浮りてまきるんかりとよめるれ

たゞ いつのこのあつゆれ
思へとも身をしまけ称ハめまるんとぬんをまたまたへてそやる
拾捐
身をとしくることのうさはまれ境新たりをそ君をそへつる
源氏白無尸にしいて身をとけてしかるとかわえたま
ひたるなく
宋陸放翁梅詩云何方可化身千億一樹梅花一
放翁上
たゞ雜下云むすをうのかなをうさしよりまうてきたりける
何れ宮のつりたるをとんてかのうたひハおの宮はとくなん
つりまるをいひたるわれしよめるなく
こよめりたれハ見こいといふこしあられたりしまふて浴そ
ぬまてしまへりきり

てえれハ左衛門督の時なるへきれ此時五十五歳之
その家乃まへの海乃ほとりにあそひありきて
なりひらの家のおとゝ
いさこの山のうしにありといふ鳥のひさのゝ紀見にし
のわらんといひてのわりてえるにそのゝれそのより
ことなり
いさこの山ハ いさハさそふ網之 砂の山といふにあらんとし
なり 砂の山といふ一説有をもれ 夫木抄第二十山部に
後九条関太后
あし乃やのいさこの山のあしの波のわりてえれハ布引乃滝
あしのや乃いさこの山の山にある所乃白糸見てもうへらん
奥氏

抄ありことなりハ浮むる調之 他に笑之といふに同し
源氏 夫木 柱にそのよりことに 黒やうなる流しろ云々
同初音にちり紀にて敬の戸なし 行くるよりこそのうち
乃おひ風なる南めしく 吹ふ布をして抄ありことに
きくらくおわさるゝ云々 清少納言にし 六節乃事を
いへる事に 行事の蔵人乃かい祿りかさ□そのより
ことにきくらくに見由云々
なりさ二十丈 初めさ五丈なる石乃おりてまあら
きぬ山いたを流しめらんやうにまなんありなる流れのうし
まわらふこのおわさまさしてさしいてくる石あり
和名集云 圓座 和名和良布太 清少納言に宮の山といへる
所にやうておれぬてげをおこさするにし 文におもて孫ハ

にくゝちらしたれてあれ出さらを取りて見たれはまら
ふさきりたりしありて行ひたく
其の石のよきをしらしかたかるはせうかうしくりのおかず
ちのさゆてもあるまじかり

三代実録第四十九云太宰府例貢小栟子
四五櫃　性霊集献栟子表曰小栟子小櫃大
栟子四小櫃
宇治拾遺物語にし池乃尾乃禅珍といふ俗の鼻のこと
せうなりをいへるまゝ名はありむしさ記まて大栟子のそらの
せうまつぶさちてあるまとうとあれは大栟子を今の世
九年毎といふものなるへけれは小栟子は栟子よはあらして
密栟といふ物なるへし

そこなる人にしこれ見れ乃奇よまれかの清府のうちまつ川
よし
行平
ワラ世をはまつあれとまつかひの滝の滝といつれ高かん
まつかひはあとうとよく通れは詩あひえあひは詩ひ
とかれは詩ひとのといふんなりかうこの滝と此句を或
抄に滝のと切て滝をは布川乃滝としてかくまたれと
行へからは洞の滝と此布川乃滝とくんなり　清
つてそこひて打つるといふとく滝とはめのまへにしてそ
よめは滝の滝といつまこるかんといふまこしまりいつまこ
高かんはいつまこるかんといふんなり
一万葉
白玉もめまやをかん也ひつてひとへ衣をむとりきてぬる
口
玉結原ありさけ見れは白まゆきとりてかけてる東屋はよかん

所閔多祢乃机之嶋能小螺(ニタミシ)乎伊拾持来而辛
塩尓古胡登毛美高杯尓盛云々

なくていとまひしくなんあるかなからにしてなへと
なんなけれはいとく
かつとしこいとつゝく
日本紀神代上最悪をいとつゝくしてとよめり
おのうきこゆることをハ今まてしらまさ○ハ
心をうれておこせぬといへり
ことまりとおりへと相人をいうらうへに相となんありまる
とてつゝしてとうとく申まりける時ハ秋になんなりまる
つゝしてハ弄してなるへし弄ハなてあそふなれハなゆるんと
源氏物語賢木にかくひと所におもしてひまもなきよしつゝ
むかしかくいり物せらるらんハいとさらにかめつゝせらるゝに
こゝろいとおほしなほしいへるもさやうにまるも　又情吟

日紀に大綱公にかくのこしまとまりてあるいまして所を給に
こゝろあらめとおりへハよろこひおこせる人もうへりていろう
ぞるん所にてゆのうれしうらほしあるも同しんと
新文女郎
人を相うらうつ思しや都鳥ありやとこふもとふをさう○ハ
雄の夜ハ来る志るゝ相なれや夜に雰やちへ海さるらん
秋の日ハ時に河さうしられハ今のとゝこに喩へ来る日ハ過るれハ
ふつゝにさらへて夜ハ其のこの雰ハ雄のこのなれハ家ちハ
今の男を海さりておりしかやと恨しいふと
となんとありける女也し
あゝ此雄むとつの表にむすもめや和歌もむもらりにこゝろ
東平の可をうけて今の男千人を合せてこ東平一人

遊仙窟曰如今寸歩但天津　万葉にし

久かたの天の志間しと天川をそなれし神代のうらしに

むかしにめてしあひにきり

むかしをとこ有きり女をとらくいふこと月日へまかり

いたまにしてあらん孫ハ心くるしとやおりひかんやうしく

いかれとおりひきり

遊仙窟云心非木石豈底深恩

白氏文集云非木石皆有情

源氏東屋にし人のきしれハ志るれそのかれハ見りてゆく

まくまあられなる清心さ国をいたまかし孫ハおもかし

志るまく

そのこ給ふれ月のきちちかりかれハ

和名集云釈名云望月和名毛知知波月大十六日小十六

十五日日ハ在東月ハ在西遥相望也

万葉

ふしの孫にふりなける雪ハ之れ月のもちまきゆれハ之歌ふかり

望をもちしよむしとハかつらしのんハ日月相望まりく

名つけ此望ハ月のうちくいふんをことそと通をれハもち

といふなるへし候をもちしといふも円満のうろ望月に

同しなるや月にしへていへり

女月にかさひとつふらついてきにきり

あつさ清河せかとあらりて出来るちひさまかさなるへし

初をいひのへんとあつくりていつるやうにしるハ前後

に付かれ

女いひおこせたる今ハ如ふのんもなし
何のんもなしとハ心のおとけて望んとおもへハいふなり
絶(たゆ)ハ行あれかの川のよしかハ心ありとや人のおもひなん
身ハかさもむとつふる川いてたり附もいとあつしそこし
秋風ふさしらるん附ならんあるんといへりなり
淮南子云暍者(アツヤミスル)望涼風(ヲ)于秋(ニ)
(岩母集)悩の羽のうちに衣まなりしより妹とぬる夜まとをかるれ
うしまの○と雅もあせこれ衣なれハまとをかぬとや心をしてん
毛詩云匪我愆期(スコシニ)子無良媒(ヲ)将子(ヲカハ)無怒秋以爲
期
秋まつ川こゝろをひかしおかしこなりその人のもとへいなん
そなりとてくせらいてきまなり

まゝ人のもとへいなんもとハ東宮の方へゆかんもなかといふ口
香あるん　行敷物語ハいつちかくあしのむ給ふらん
うらへいなんもこゝ
さりなれハ志の女のせうとにはうまむかへまきなりされハ
志の女かへてのうつもしらとおもつらをくうる紙をとてうれつ
けておこせたり
さりなれハさあり　なれハ　されハさあれハ
かへての初もしらハ日ハいふとてもあつくをのかれハそれか
ちりたるをおもつらせてん　おこせたりハ斤の後にかこより
人おこせハおれとやまとそいぬとあれハ女のうらにより
せておこせたるにハあらしひ絶米の時まなれて女の意つ
ともせ○ハ東宮のうらにより　おもつらなさに人をとれる時

右方云あるのあるて皆呉流寫事なり一向ひとへに海
人にさるめたるなるや判志後成の云あるのさうて持度
歳をへなるゆへあらん孫も海人によめらんにおもてハなんの
能ひなあらんや近来人と呉流といふことを理也
無理こそ注書によりて偽しそれを雑を得よりに偽も
伴勢物語の所呉なる説擬なりるへしといへり苦乃呉流
物にえたる所 後成の云海人乃かつきなる因まる因に
入とて手をおりて入そのくるしきにさを家忘ひしよそへ
て恨るおもしろ所へ入る所 初物撰集意如し
皇太后宮大夫後成
此ハ小さんあるのあるてとおりへし恨ても恨ありけれ
先後の所有之此説させる説なし又一条禅閣考出し所へ有ハ

神代紀下云海神因教之曰以此釣與汝兄
時則称貪釣滅釣落釣訖以後手投棄與之
向以勿授 先をとり所へと見ハ釣とあるゆる上乃
事ゆて後手ハ逆手にあらはる 又打といふ
日本紀私記云問後手有意哉答師説壓物之
時必以後手也ちれも又逆手ゆへいふ打といふ
今私に考へ云
舊事紀第三云経津主武甕槌二神問大己
貴神曰汝将此國奉天神耶以不如何干時
大己貴命對曰當問我子事代主神然後将
報徴來八重事代主神問将報之辞時事代
主神謂其父曰今天神有此借問之勅我父

宜當奉避吾亦不可違因於海中造八重蒼
柴籬踏船枻而天之逆手打而青柴垣打成
隱

古事紀曰遣天鳥船神徵來八重事代主神
而問賜之時語其父大神言恐之此国者立
奉天神之御子即踏傾其船而天逆手矣於
青柴垣打成而隱也 訓柴云布斯

此両書に天逆手打しあれハ海人の説ハ違へりさはす
日本紀にもあれと天逆手の事ハなし却て神代に八
手を拍事有世間にも拍掌笑なといひて欲ふなれ
なるを何のさたにか打ハ常にかうへハ凶なることゝいへる
事代主のかうら逆手を打給ふハのろふなんとハあら

称し此世とさらんとさく打ぬ人ハ古事にあらんと疑れハ
人のうらみをさくるまとうるゝハのろふまうりぬへき事知ぬ
へし天とゝふハ天神に受傳へてあれハいふなる天孫の
跡なれハいふなる天神の裔ハ天孫に出れハ末ハ同しんと
凡古人ハ日本紀とハ訓しれと舊事本紀古事記
なとハ訓しなる事まれに本まにして見るへきさう
なるしや知らしふるき説にハ海人のうつまなる
時ハ海のさ图に入とて手ふく波とおて入なりと
乃於なさらるゝまて拘なるを家のひとよまそへて柏の葉
也といへりも八雅言にてのろふんなとも付たれ今
考へ出せる旧事紀古事紀に依りて
ひくつけれ事人ののろひとハおふ随やあらん

おもぬものゆやあらん今こそはしめしたいふなる
むくつけよハ俗よむこ俗といふ詞之むくつけき事ハ
逆手之人乃のろひことハのろふ詞といふ之恨乃切なるを
かく程言をましへてハかゝるなるへし うつゝ物語にさても
人のろふ人ハ手とせよ志ぬるなり大鳥いさゝかのあしての
つゝもあらハあそんの志ると志をんといふせちあれし
給へハ云々
左今 えそ志らぬ今んこと命あらハ事や志ると人やとえぬと
万葉 由そらとの志ひまひつゝあまさひ歌く歌詞とおハぬものかも
むし浮り川のおもいまうちきとゝ中そいまそうりけり
四十の賀九宗殿の安まくせらるゝ日中将なりける

おきれ
昭宣公基經貞觀十四年八月二十五日任右大臣左
大将 三十七歳 十七年表むかへとおこなるゝ 同十八年
摂政 堀川殿の家九宗ゆも有ふや又所をまうつり経
給ふ小や 東平ハ元慶元年中将に経て此時ハ中
将ゆハあらされとも摂政なれハ侍ふかゝるゝ
左今賀 東平 摂むちりうひくりも志らくのこんといふなるゝ事まうふかゝし
左今賀の所に入たりちりうひくれせハこなるゝなる
に殿部をてくれしと此下に志りしハといふ心をいまて
見るへし志らくのこんといふなるとハ四十ハ志乃初な
まハいへり事まうふかゝハ殿部乃左今経にハ道浦りふ
ちりにて経せらまされと新ふ詞にして文字のそひたるゝ

良房天安元年二月十九日左近大将五十一
四月九日従一位二年十一月摂政奥鏡十四
年九月二日薨六十六諡忠仁公又美濃國封

とハ九月の法乃作むの物なれハそれまきしを立入
てもあり忠仁公といふ故に君乃為にそれハむさへ
とれたるなるそといふ
とまとてこそまつりたれハいとかしこくおしかり
給ひて供にろくまゐりたり

むりし右近の弓場のひをり（射礼マナ）乃日
一条より大宮の方を右をゝ弓場といひそれより東乃方を
左近弓場といふ　むをりの日乃事　殿旨云三日
左近荒手結四日右近荒手結五日左近荒手
結六日右近荒手結也　荒手結の日ハ射手のを
清金人水干もゝ国にくつきを上て褐乃風を女の

中ゆひたるやうに引出てその上にし行騰（ムカバキ）を結ひ荒手
結乃日ハ殿の下乃袴おりものさしぬきにくつきを上
にしてそくをもさして褐の風を脛よりおさ国に引
きをりて前にもさめりされハ此荒手番の日をむをり
乃日とハいふ　所上殿旨の説ハさらハ右近乃弓場乃
ひをりの日ハ公ハ引ひ引ひといふ　褐乃風
むをれハ引折（ヒソリ）といふ　或料簡に荒手結ならハうる
もしく右近乃むま場乃まゐ見ゆるなりたるにとかく
へ給をむをりの日といへるやうハ荒手結のなりしの日
とも見ゆといへり

むりひにゐてくるまゐるくる国にし女の月乃ゑるまゐれ
なりほのかにふんんなれハ中ゆりたる男乃よそてやり

のちはされしたりけり

後に離れし序にまつはれぬといへりと描きて寄りま
かりとは思ひまり 大和物語には女の見し今とかくへり
狭にいとく左中将見物にさそはれ女のよし有車のすだれ
こそりしたそれの見さそなりけむ女めのかいとく見て
きりとのおもひかりしたりまだれも見まもゆりてあらは
はなちてやりける見もきもあらはしし女はさはし女は
見もえもしみしりえまもるしるかりてなとの女の別るるや
かくあれども此物語共に今集にも見えたり

むしとかく後涼殿のたる備はれつかれは
清涼殿の後の北方に有殿に後涼殿となづく えささ八

きる

巻十一 和名集云 玉篇〓〓 車簾 唐韻云 幰𢅥 箯簾二字 俗云車簾
えなもあらじんともせぬ人の心しくはあやしくやさしからめでたかるさん
見ぬもあはれなる事も知らぬ人のまされかくしては見ぬ
かくなさしてやられんとし 清少納言にいとくあはれつな
はね人のまぬ物ゆゑ

女車
上同 しるしの女しるし
あるまじきぬ何のあやしくつれていふん見ひのき起き合ひたれ
しる人もしらぬ人も何のつれていふん見ひの起き合へたれ
さぶらふ人はあやしくもりよらひ見るなり 日本紀に
導者とあるへしとあり 萬葉集には指南の字伐
車路へり

これ又ハしのふ草ともいふと金葉集に後拾
忘草しけれる宿をときこそハそのさかりにもふるなりけり
玉葉集　伊勢大輔
あれはてゝ宿の軒端の忘草かくしけれとハ思ひよりしを
おもひ出る折にかゝるしのふ草とよまれ草ともいふなる
拾遺してよまれけり　後拾遺集に
家荒れて軒のしのふにまとはせてやつれても忘草かな
千載集
何となくやしのふにはあらて軒端にしけるなる草の名そ忘れ
おもふにハ垣衣草の名によまれ草といふハ折にかなふと
よみ侍りし上手なるへし
続古今 恋 業平
忘草おふる野へとハ見るらめとこハしのふなりのちもたのまん
こハしのふなれハ家をもつかへとやそなへし家ハ忘しく

しのひなりへハ此ぬる人へと称まんとし
むかし左兵衛督なりける在原のゆきひらといふありけり
その人の家によき酒ありときゝてうへにありける左中弁
ふちはらのまさちかといふをなんまらうとさねにてその日ハ
あるしまうけしたりける
行平ハ貞観六年に左兵衛督となる良近ハ右京亮　貞
外帥正三位吉継弟四子也貞観十六年に左中
弁となり酒とハあしきをきらふなり良近ハ貞観年
よりたかくなり物語なるゆゑにしるしまかせてかくなる
なるへしよき酒ありときゝてとハ此折まらうしひと
ぬやうなれハ良近乃行平の家に客酒ありと云

そくみなりけれハよりてかりもなり
うむしもとハ俗にも常にいふよし物語の中に又ハく
むしてともいへりくんとハ歴代の字の書紙和歌にさハいへる
やく久しと字に同韻にて通されハくんとうんとハいへり
久飲とよみて韻とする清あり久の韻ハ字書の部に
久の部とよみてに字の韻とみてうむといふにもおなし
蝸慍の字をしといへるくんなるといふもしあれハ紛かへ
うくゐるみゑみかしわれしきまて倍なるへし　竹取物語
うしかいくらにあるすりしさにかありさてもやハのかい
まてぬといひそうんしてられゆりぬ　志ぞくハ親族也
清ゐの親そにハしんぞくとかなり　清規に志ぞくよ待
なる女のもとこゑぬかちそかへるまゝんある人にいひ

さいけといひ侍られハまく　大和物語にも此大とくのえそ
くしきる人のハむかしの御よすんとそりしつかひるとそいそち
みかくらひてありといへり　拾遺ハ元なえ集に堀河の
かりかひられハその枝のみすし
新後撰集雑上　雲客
そむくとて雲にハのらぬものなれと世のうきことハよそになるてふ
太の洞もし山里も経なりとあれハ雲ゐハのかねくいふ
そのよ世をそむくとてもれハ仙人なとのことく雲
風ものりもハかけれともおのつから世のうきことハよそになる
ともいふ事を歌りくまりきなりといふへし　雲にのるハ
荘子曰藐姑射之山ニ有テ神人一居焉肌膚若二氷雪一
綽約若二処子一不レ食二五穀一吸レ風飲レ露乗二雲氣一御二飛
龍一而遊二乎四海之外一

源氏物語よみし人ハめでたきせつあはれなる所おほひ
ありけれバとなんいふべし
煩悩を
あさりたるあまのせうとそこなひゆめはかなきやめざくさせん
煩悩
世の中といふもあまの住家もしうらめのとこそかんがふなり也も
あのほとりとハおれにふるさとの心皆あし抱ん給いさせ給ふ
らハさてまた花よみなりても抱ん給よ出る人なれハ若むしらん
背へしきれバ歌よめくるせくとも志つるまへとさの忠つゞく
といひて下らんしハ和て帰り給ひんとしもと推量しん
あらきんとて鐵想の中にまある紀りし乃ての鐵想
なるハきくやまん給へし
これハ紫式部の念の見給ひたる文字ミかくきこえんしう
それハ見物してへりさまひまたりをまん

さらて帰り給へる紀今の此为は紙つつぬくしとせてう
さそくて帰り給へる紀
此千載秋上 家隆
むかしとこかくてハ志ねへしといひやりてられ松女
白露ハけれハけおんきこえ給て出まぬくへる人もあしを
此所歌詠集ゟ載たり千載集秋上にしも歌詠に入
かまてう歌詠の此所の事なるハあしひかりてハ志ね
たしまらふとを志れハし孫白露をまとんて詠をぬ
人のおもたしく歌ふへるともあられんけひく来ハ
あはしのへて
歌ふ
秋の露むたぬれしけハけぬよしまん人ハ枝歌して
人も今よりられたるのみこの此所なし
桜ハむちゝハちゝなんちゝむとそふるさし人のきそとえかく

めてまとひけりけりけてをとこのよめ
古今意之 解行 [illegible]
[illegible]くのなりめる海さる渡川神のこむちてあふよしもれし
古今意の所第三詞半ハ東京新居の都に行りきる女の
もとよりとてつかはしける解行新居とて神のこむちてを
神のこぬきてとりてつまくとんのうつるかたもなく女を
思ひわたるをりふしの詠めを去面にそへてなりめに
なり渡川ふかまされハ神のこいたつらにぬきて渡る
よしのなしとこ川をいたるハ笠井の喩なれハこと
のあるをもてあふよしもなしとあり古今にかゆり
まことへとあるをとましへてよめるなりしもしに
男さへなりるといへるも 披神記に韓馮の書の其
雨霑々河大水深といへるを蘇かへといふものを

ふと歟して云 其雨霑々言愁且思也河大深不
得往来也といへるをおもふへし所にハ川とあれなり
えとあるなり稱なとあまたよめり或注になりめハ
去雨をかけたるにあらしいふハ誤へ六作に雨と渡
川とふたつの部に入たり此日雨ふりたるにや
六作 つまくにまなりて渡のなりたるん人なん家を思ふともなく
日 つまくと神のこひちて其の日のなりめハ京の書にさりたる
千載 [illegible] つまくとふるハ洞の雨なるを其のものとや人のうるらん
也しまいふをとこ女にしかたりて
上旨 あさこと神ハひしりめ渡川男さへなりるときかたのまん
何さことハ名の浅紀雨をいふ俗にもあさまを雨を浅
深に雨をふかことといへり 百葉にしも此の後のなこと

むりし仁和のみかしとせり川ハ行幸し給ひける時
仁和ハ光孝天皇の年号之延喜帝天暦のこうとゝ申
うことし又ハ小松天皇とも申し諱ハ時康仁明天皇
第三皇子之此行幸ハ仁和二年十二月十四日なり東宮
卒去の年より七年ニあたまり定家卿奥本にも
此所のみ見えたり此所ハ行幸のみにておなし左京
氏なれハ書くらへたる所されとも諸人の知たるまゝハ
あれと名をかゝれしとて誰なりともいはさる様ハおもひつる
後撰集第十八云仁和乃こうと御乃御時の例まて
芹川ハ行幸し給ひける日左京行幸朝臣
さらの山ニ而紀綱行し芹川の子世のゆゑ所詠おりけり
同日あるひにてかりきぬのこゝろにはるのうたをぬひ

てうれつけたりける所今ゆゑ行幸ゆゑ日なん致仕乃
表なりける所之後撰集ハ見えたり今年行幸ハ六十
九歳之三代実録を考ふに仁和二年正月十四日ニ致
仕乃表なりしを此れと許しなまたれ二月十四日又なりと
第三度の表ハ四月十三日なりて許しなまへしハ
後撰乃頃ハ見来なし儀職御時乃例とハ弘仁二年
遊猟芹川交野所ニ又仁明天皇承和二年正月
行幸于芹川とゝえたりおもひ給ふるなり
おもひて野行幸ハ国史ニ桓武天皇延暦十六年正月
遊猟芹川野ニ出れを初とれといへり然れハ初ハ桓
武天皇にて儀職ニ望より例とせさせ給へる也
續日本紀云延暦二年十月乙巳朔戊午行

幸交野放鷹遊獵庚申詔免南郡今年田
租國郡司及行宮側近高年并諸司陪從
者賜物各有差壬戌車駕至自交野六年
十月丙申天皇行幸交野放鷹遊獵以大
納言從二位藤原朝臣繼繩別業為行宮
矣十年冬十月丁酉行幸交野放鷹遊獵
[illegible]
今案三代實錄第四十九云仁和二年十二
月十四日戊午行幸芹川野寅二尅鷹駕出
建礼門到門前駐蹕勅賜皇子源朝臣諱朱雀
太上天皇帶劔是日勅參議以上著摺布衫行騰
別勅皇子源朝臣諱散位正五位下藤原朝

臣時平二人令著衫行騰焉辰一刻至野口
放鷹鷂拂擊野禽山城國司獻物并設酒礼
飲獵徒日暮乘輿幸左衛門佐從五位上藤
原朝臣高經別墅奉進夕膳高經獻物賜從
行親皇子卿侍從及山城國司等祿各有差
夜鷹輿還宮是日自朝至夕風雪慘烈矣十
八日壬戌詔授左衛門佐從五位上藤原朝
臣高經正五位下以帝幸其別墅故有此加
焉
[illegible]
今ハさかりにけかくおりいかれともとつまにまちこと

ゐふ人ハ女なりへし所にはなるに作り物語に

百十一 浪曷よりゐ西にこし戸の演ひさし久しくなりぬ君にあひて

此所百繁才十一に好く招き集にふさひ報ふるにハ

繰句とりに演久木とも百繁才十流記所に

ちを候し久木今さくいふつらにつちかやおちんゐる人なしに

かともよめりちまうにまうに楸ゐハ何して久しく世をへゐる

古木といへりとゐ西今演ひさしといへるゐつまて一説ハ

高さ表例のくつれたるゐ庭のことくなるといふといへり

一案禅閣御説演ひさしとハ苔庭なとの事なるへしとも

定家卿乃心も禅閣と同しかりまるゐや　好学相続無理

此章の御作に乗りて新文三首乃中に庭三首と第といふ

新にて

霜おりぬ南乃海の演ひさし久しく秋の白菓

此所演の家乃心なりハ歳新になるとされともこれハ誤りと

知なりし用る例に　百繁招きに演久木と何るとハ演ひ

さしハ定てあやまれるゐ事にさて上の句ハ久しくといふへ

き席に浪物とも漏つれハ浪曷よりゐ西る小僧も縁なれ

にあらしに君にあひ見てハてもし漏るへしいそぬといふ

てあらぬをあしてなといふとく君にあひ見てして

のんに

なにこともこれらくなりにたりとなんいひやりまる

文の詞にし東京のあてに経つ程て何事もおこやかなれハ

心やすれといつるんなりへし

梅壺ハ凝花舎也　飛香舎北五間四面

うくひすのむとぬふてふ笠すりかぬるめるへまきせてうへさん

ちれハ濕る糸所よ

青柳とうゝ糸よりて鶯のぬふてふ笠ハ梅のむかさ

此所とりて下しも梅つかなれハかくとあり

（妙撰）表面のふうハ此山に御しるなん梅のむかさ所りといふなり

也し

鶯の笠とぬふてふ笠ハいれ心ひとつけよほしてかへさん

心ひのひと火よりして御してとハいつりうへさんハかつらん

あて有ぬへ御所へ入りし古本半所やまれるゆゑ右の所ま

上の二句ハ知りしくて又きせてうへさんといふとほして

うへさんとハいとむましくやもし梅の笠をとりしらハ

こ持りしてもうへさめそれをいかといひつまハ何をものとして

う老さんといはん但心ひとつけさらハ此ぬれるをほして

御りて後も首志を報さんといふ石をうへさんとよめるゆゑ

おわりつるなし

（妙撰）じくかしん人のきせたんぬき衣ハ心ひよあえ今ゝ紀なん

（妙撰き意ハ入名抄級）家意ハ其の山へよつけちしとりえても君かめよもみえなん

也し　（又納去名保母）其の御につくる心ひのあまさあれハいつまを君をやるとうえん

むりしとしこちきまりことあやまれる人ハ

（新古今意ハ次人の和）山し海のねてむかすにむきひたのうしうひもなき紀世れりなり

六帖并新古今ゆハ探句手よくらてと有むかハ名もいさ

紀よさかなれハそれをくらてさうひ欲てまそれ

敏達紀云於是綾糟等懼然恐懼乃下泊瀬中流面三諸岳漱水而盟曰云々

左傳云鄭子産謂子皮曰人心不同譬如面焉吾
豈敢謂子面如吾面乎
下の句此んにおなし　万葉にし黙然をしてまとよそれは
然しもやまんといふんこ
なほ
いつとしあひしふ人のかれ時はふりれんもかひなかりけり

むりしをとこまつらひてんらしぬへくおもえられは
たゞ哀情　玉葉東宮御作
猶まけれとはかりて学しかしきのふけふとは思はさりしを
死ぬるもののまゐぬ物ひとは思て学おもふられしきのふけふ
あらんとは思はさりしをとはかれくも時まあらりて思ふ
つゝ事之見ることありて人のをしへ中もよれ家之様く
の人死なんとするまもりて事くし紀家をよしと或は道

とさしもるましかしをとよめるまことしらひしていとにくし
あくなる時にて粗云綺語をましらめ今はあらん時に
心の面ことよ人をしかし東宮は一世の事ことは家に殺れ
後の人は一世の口問ありを殺ひ
大和物語云　水尾の帝の御所に大弁のむすめ弁のこやを
所とくいまそかりけるを五中将思ひて通ひきりゆれ
ゆまひいとおりくしてまつらひけるをもとのめもあり
あれはいとしのひてあることなれはえいさもこゝろひく
まそ後志のひくまなんこゝろひけること日くありける
さるよこそぬ日なんありけるやまひもいとおりてその
日小かりまけり中将のもとより
つもくとはしくんのまひしきはふはこそそてらしてんとや

流布本奥書云
柳伊勢物語根源古人説々不同或曰在原中将
自記云々因茲有謙退比奥詞等又曰伊勢筆
作也或云生年十三幼書之似彼家集文躰故
号伊勢物語以此両説按之更難決之心中秘
容身上與言他人推而難注之可謂自書欤但
疑万葉古風中多載撰集歌仁和亜日間粗記
臨幸義(岡疑抄云定家卿自筆忌本云仁和二年十二月
十四日行幸芥川或本不有之々々多本載之不可止)
此等事又不審伊勢家集其体両不知之加之此
是又見先達旧記庶幾其体両不知之加之此
物語名字非彼筆者何称伊勢乎或説曰為狩
使下向伊勢仍有此名其説又難信始則載南

京春日詞次又注西對夜月思富士山雪武藏
野煙凡非伊勢國事多以為此物語肝心仍兩
說共有不審古事只仰而可信又或說後人以
狩使事改為此草子端為叶伊勢物語道理也
件本狼籍奇怪者也伊行所為也不用之先年
所書之本為人被借失仍為備證本重而所校
合也

戸部尚書判

天福二年正月廿日己未申刻凌桒門之盲
目連日風雪中遂此書写為授鐘愛之孫女
也同廿二日授早 此本無判 一本合多本所
用捨也可備證本近代以狩使事為端之本
出來末代之人今按也更不可用之此物語
古人之說不同或称在原中將自書或称伊
勢之筆作就彼此有書落事等上古之人強
不可尋其作者唯可翫詞花言葉而已

戸部尚書判

三代實録第三十七云元慶四年五月廿八日
辛巳從四位上行右近衛権中將兼美濃権守
在原朝臣業平卒業平者故四品阿保親王第
五之子正三位行中納言行平之弟也阿保親
王娶桓武天皇女伊登内親王生業平天長三
年親王上表曰無品高岳親王之男女先停王
號賜朝臣姓臣之子息未預改姓既為昆弟之
子寧異歯列之差於是詔仲平行平守平等賜
姓在原朝臣業平體貌閑麗放縱不拘略無才
學善作和歌貞觀四年三月授從五位上五年
二月拜左兵衛権佐数年迁左近衛権少將尋
迁右馬頭累加至從四位下元慶元年遷為右
近衛権中將明年兼相模権守遷兼美濃
権守卒時年五十六

右此勢語臆断四巻先年艸之然其稿本甚汙穢自猶不得讀仍去春訛老兄写彼稿本然猶無閑暇不能校合近日得暇故一校以加攷正畢

元禄五年季秋初三　　容乘桑門釋契冲

再記假名依日本紀万葉集和名抄等後覧之人莫恠之矣

享保十六壬子冬吉日　小倉用作英親写之

右勢語臆断四巻以時習館御本書写之時

天保六乙未年十月廿八日　　中村萬喜直道